

# 平成29年 第9回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成29年9月26日（火）9時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 新館 2階 2-2会議室
3. 出席委員 9名  
会 長 2番 縣 次 男  
委 員 3番 姫 野 康 二  
4番 坂 本 成 一  
5番 高 田 英  
6番 麻 生 俊之輔  
7番 二ノ宮 政 広  
8番 安 部 義 浩  
9番 江 藤 国 子  
10番 小 野 恵美子
4. 欠席委員 1番 大 津 雄 司  
副 会 長 11番 大 塚 弘 士
5. 議事参与が制限された委員数 0名
6. 議事日程  
(1) 出席確認  
(2) 会長挨拶  
(3) 議 事  
① 農地法の規定による許可取下げの報告  
② 農地法第4条の規定による許可申請の審議  
③ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請の審議  
④ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の審議  
⑤ 非農地判断の審議  
⑥ 農用地利用集積計画（貸借権設定）の審議  
⑦ 農業振興地域整備計画の変更（農地中間管理事業分）についての協議  
(4) その他
7. 出席職員  
農業委員会事務局職員  
事務局長 衛藤誠治、次長 後藤義一、課長補佐 大嶋陽一、副主任 長田瑞穂  
農政課 井元仁哉
8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 9名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成29年第9回由布市農業委員会総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 3番 姫野 康二 委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第7までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますのでよろしくお願いします。

■日程 第1 「農地法の規定による申請取下げの報告について」

(議案第1～2号 2件)

議長

日程第1 農地法第5条の規定による申請の取下げの報告について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第5条の規定による許可の取り消しの報告について、議案朗読説明。

議長

議案1号及び議案2号につきましては、報告ということで了承いただきたいと思います。

■日程 第2 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第3号 1件)

議長

日程第2 農地法第4条の規定による許可申請につきまして、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議長

それでは議案3号について、私から説明します。現地を見ましたところ3分の2くらいが傾斜地で、ちょっと平たいところに、申請人が家を建てていました。家と言っても簡単な倉庫であります。始末書に書いてあるとおりです。ご審議をお願いします。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」  
(議案第4～6号 3件)

議長

日程第3 農地法第5条の規定による許可申請につきまして、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案4号について、議席番号8番 安部 義浩委員より説明をお願いします。

8番 安部 義浩 委員

議案4号について説明します。貸人と借人は親子でありまして、借人は現在市営住宅に住んでおります。このたびお父さんの畑に家を建てたいということで申請があり、現地を見に行きました。何ら問題はないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議長

議案5号について、議席番号8番 安部 義浩委員より説明をお願いします。

8番 安部 義浩 委員

議案5号について説明します。こちらも親子になります。今大分市の方で、息子さんはアパートに住んでいますが、このたび家を建てたいということです。何ら問題はないと思います。審議の程よろしくをお願いします。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。  
挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議 長

議案6号について 議席番号1番 大津 雄司委員より説明を受けるはずでしたが、本日欠席しておりますので、事務局よりお願いします。

事 務 局

資料の16ページからになります。今年2月の総会で一度決議したのですが、その後開発面積をずらすということで、17ページをご覧ください。当初は100の1番が申請箇所でしたが、今回101番と102番2の農地も加えての申請ということで、今回出ております。18ページの図面でわかりますように、有効に使われるようになっておりますので問題ないかと思われま。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。  
挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第7～8号 2件)

議 長

議案7号についても 議席番号1番 大津 雄司委員より説明を受けるはずでしたが、本日欠席しておりますので、事務局よりお願いします。

事 務 局

資料は20ページからになります。申請者はこのビルを所有している方で、このビルでアパート、コインランドリー、塾等をおこなっており、現在ある駐車場では手狭になったということで隣接の申請地を駐車場として利用したいという案件です。既に分譲されている土地に囲まれた場所でございます。北側に水路、農道がとおっておりまして、現在の駐車場とは段差がありますが、ここは斜めにコンクリートで橋を架けて渡れるようにする計画をしております。都市計画区域内でありますし、既におこなっている事業のための駐車場用地ということでありまして、計画にも妥当性があり、問題ないのではないかと思えます。以上です。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。  
挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議 長

議案7号についても 議席番号1番 大津 雄司委員より説明を受けるはずでしたが、事務局より説明があればお願いします。

事 務 局

資料は23ページからになります。宅地の分譲ということで25ページに計画図を載

せています。4区画に切って販売するというかたちです。下の方の黄色い部分は道路です。奥の農地が残りますのでその進入路兼、また後に開発する予定の出るための道路用地と思われます。都市計画区域内でありまして、宅地分譲も認められています。譲受人は宅建の資格もありますし、問題はないと大津委員から伺っております。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

■日程 第5 「非農地証明の発行について」

(議案第9号 1件)

議 長

日程第5 非農地証明の発行について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第5 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

質疑はありませんか。5番 高田 英委員。

5番 高田 英 委員

27ページの写真を見ると、周辺は農地のままになっています。周辺もこういった状況なのでしょうか。

事 務 局

南側に河川があるのですが、その辺りまでは農地は荒れています。東側、西側も若干荒れており管理ができていない状況です。

議 長

それでは、採決いたします。

議案9号について、現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

■日程 第6 「農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)」

(議案10～13号 4件)

議 長

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定) 議案朗読説明。

議 長

議案10号は継続の案件です。議案10号について質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、案件について、承認される委員の挙手を求めます。  
挙手多数により承認いたします。

議 長

議案11号は新規の案件です。質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、案件について、承認される委員の挙手を求めます。  
挙手多数により承認いたします。

議 長

議案12号も新規の案件です。質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、案件について、承認される委員の挙手を求めます。  
挙手多数により承認いたします。

議 長

議案13号も新規の案件です。質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、案件について、承認される委員の挙手を求めます。  
挙手多数により承認いたします。

■日程 第7 「農業振興地域整備計画の変更について」

(箇所番号 1～9号 9件)

農 政 課

箇所番号1について議案朗読説明。

議 長

箇所番号1について、質疑はありませんか。

(ありません。)

無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。  
挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

議 長

箇所番号2について、質疑はありませんか。

(ありません。)

無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。  
挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

議 長

箇所番号3について、質疑はありませんか。

(ありません。)

無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。  
挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

議 長

箇所番号4について、質疑はありませんか。

(ありません。)

無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。  
挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

議 長

箇所番号5について、質疑はありませんか。5番 高田 英委員どうぞ。

5番 高田 英 委員

薬樹という言葉が聞き慣れないのですが、どういうものなのでしょう。

農 政 課

計画としては漢方に使われる樹木、野草を植える予定です。種類といたしましては、何十種類も植えるということで、区画を分けて遊歩道の中につくりながら、樹木、野草、果樹を植えるということです。

5番 高田 英 委員

生産のための薬草、樹木を植えるのではないのでしょうか。

農 政 課

勉強の場であると聞いています。

事 務 局

今、個人名で出ているのですが、最終的にはお寺が利用するということです。収穫して販売するというのではなくて、信者さんが楽しめるように遊歩道つきで区画割をして、小さく割ったぶんに出資するというかんじではないかと思えます。栽培して販売するなら畑でいいのですが、そういう利用をされると畑と言うには厳しいので、お寺さんが管理する公園のほうがいいと思えます。

議 長

箇所番号5について、ほかに質疑はありませんか。

(ありません。)

無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。  
挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

議 長

箇所番号6について、質疑はありませんか。

(ありません。)

無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。  
挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

議 長

箇所番号7について、質疑はありませんか。5番 高田 英 委員どうぞ。

5番 高田 英 委員

一番上の806番のところの括弧書きの記載はどういうことですか。

農 政 課

806番が全体の面積が1,653㎡あるのですが、そのうちの852㎡を農振除外して、いずれ転用で太陽光発電施設をつくりたいということです。

5番 高田 英 委員  
分筆するということですか。

農 政 課  
分筆するということです。

議 長  
それでは、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。挙がらないということは意見があるということですね。どういう意見を付けましょうか。

議 長  
4番 坂本 成一委員どうぞ。

4番 坂本 成一 委員  
以前からこの方は、あちこち農地を買い取って規模拡大ということで面積を増やしています。太陽光発電に力を入れていますが、規模拡大とはどういう意味で規模拡大なのでしょう。昨年もこの近辺買い取っていますが、いずれ太陽光発電になるのでしょうか。そこも耕作はしていません。

議 長  
ほかに箇所番号7について、質疑はありませんか。7番 二ノ宮 政 広 委員。

7番 二ノ宮 政 広 委員  
永年耕作されていないということですが、農振の地域ですので農地としての活用をどういうふうに指導し、要請しているのか、できれば教えていただきたいです。

議 長  
私も作物を植えるのかと思っていましたけど、全部荒らして太陽光発電にしていっているんで問題があると思いましたが  
意見をまとめたいのですが、規模拡大になっていないということを本人に反省を促すということをして答申したいということで、農振審議会までにきちんとした文書で出したいと思いますので皆さん了承してください。このままでは認められないということで意見を渡しますのでお願いします。

議 長  
箇所番号8について、質疑はありませんか。

8番 安 部 義 浩 委員  
隣接地の所有者が萩の植林計画をしているとあるのですが、隣接地は田や畑となつていますが、これはまた除外が出るということなのですか。

事 務 局  
1179-1は過去に萩の植林ということで転用許可しています。その他の農地は田として利用していくようです。

議 長

箇所番号8について、ほかに質疑はありませんか。

(ありません。)

無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。  
挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

議 長

箇所番号9について、質疑はありませんか。

7番 二ノ宮 政 広 委員

x 中山間制度に編入ということですが期間途中で編入はいいのですか。

農 政 課

編入は大丈夫です。脱退はだめです。

7番 二ノ宮 政 広 委員

それとさっき言いました農振の地域に放置されているということは行政として活用するという指導を毎年されているのでしょうか。このように農振を外していますけれど、農地拡大と言ってきているわけですから、地域の方や認定農業者はこの農地を守るという行政指導はされているのでしょうか。それとも地域に任せきりということでしょうか。

農 政 課

耕作放棄地に関しては、由布市内結構あるのですが、認定農業者の方もなかなか作れないのが現状かと思えます。今中山間の事業も由布市内、結構取り組んでいただいております、場所がいい部分については耕作できないにしても、荒れないように管理をいただいているのが今の精一杯かと思えます。

事 務 局

現状と農振が大きくずれているのは、現地確認したときに感じられたかと思えますが農振は基本5年に一回見直しで、今年から2年くらいかけて今の現状に合わせた農振に極力近づけていくという計画を農政課のほうでしているようです。荒れたところを外していただくので別段復旧するわけでもなく、農業振興には逆行するかたちになるかと思えますが。現状に極力近づけていく計画が今のところあるようです。

議 長

箇所番号9について、ほかに質疑はありませんか。

(ありません。)

無いようにありますので、意見無しと答申してよい委員の挙手を求めます。  
挙手多数ですので、意見無しと答申いたします。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議お疲れ様でした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

会議録署名

議長 梶 次男 (梶)

---

委員 姫野 康二 (姫野)